

令和 8 年度第 1 回遊休地の活用に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和 8 年 7 月 1 日
佐渡市財産管理課

1. 調査の目的

市として活用の予定がない以下の市有財産（以下、「対象物件」という。）について、今後の貸付・売却を含めた利活用の方針の参考とするため、民間企業、NPO 法人、個人事業主、各種団体（以下、「民間事業者等」という。）の皆様とサウンディング（対話）を行う事により市場性を把握することを目的に行います。

2. 対象物件の概要

物件番号	物件名称（所在地）	資料
1	市有地（佐渡市河原田本町 381-4）	別添(1)
2	旧七浦小学校（佐渡市稲鯨 1312 番地）	別添(2)
3	旧金泉小学校（佐渡市達者 1200 番地 2）	別添(3)
4	カルトピアセンター（佐渡市羽茂亀脇 252）	別添(5)
5	ふすべ村体験学習施設（佐渡市羽茂小泊 1138 番地 1 ほか）	別添(6)

3. スケジュール

実施要領の公表	令和 8 年 7 月 1 日
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和 8 年 7 月 15 日
現地見学会・説明会の開催	令和 8 年 7 月 29 日～31 日
サウンディング参加申込期限	令和 8 年 8 月 7 日
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 8 年 8 月 14 日
提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 31 日
サウンディングの実施	令和 8 年 9 月 7 日～9 日（仮）
実施結果概要の公表	令和 8 年 10 月以降

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

対象物件を活用する意向を有する民間事業者等（法人、個人を問わない。）

ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく

更生・再生手続き中の者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は（暴力団排除条例等）に該当する者

（2）サウンディングの項目

対象物件について佐渡市が確認したい内容は以下の項目です。

①市場性の有無（売却）

購入意向の有無について確認したいと考えています。

②用途（売却・賃貸借）

売却・貸付の用途について確認したいと考えています。

③利活用（売却及び賃貸借）に係る課題・懸念事項

物件2、3については、広大な面積であるため分筆しての売却や、賃貸借契約での土地利用なども考えられます。民間事業者等の意向を確認したいと考えています。

5. サウンディングの手続き

（1）現地見学会・説明会の開催

対象物件の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、所属等（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、電子メールにて御連絡ください。なお、件名は【現地見学会参加申込】としてください。

① 申込受付期間

令和8年7月1日（水）～7月15日（水）16時

② 申込先

（8. 問い合わせ先のとおり）

③ 見学会開催日時・会場

令和8年7月29日（水）時～31日（金） 各現地

※申し込み状況に応じて日時場所を調整し電子メールにてご連絡いたします。

（2）サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにてご提出ください。

① 申込受付期間

令和8年7月1日（水）～8月7日（金）16時

② 申込先

（8. 問い合わせ先のとおり）

(3) サウンディングの日時及び場所

サウンディングへの参加申込をいただいた事業者宛てに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。ご希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(4) 提案書等の提出

サウンディング事項についてのご意見・考え等を記載した提案書を、件名を【提案書の提出】として送付してください。

その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図、過去の類似実績資料等）もご提出ください。

① 提出期間

令和8年8月31日(月)16時まで

② 申込先

(8. 問い合わせ先のとおり)

(5) サウンディングの実施

① 実施期間

令和8年9月7日(月)～9月9日(水)

申込み状況によっては延長します。

② 所要時間

30分～1時間程度

申込み状況により調整します。

③ 場所

申込み状況により調整します。

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して、説明のために必要な資料は電子データで提出ください。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 追加対話のお願い

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただきたいと考えています。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 問い合わせ先

お申し込みやご質問等は、下記の連絡先宛てにお願いいたします。

財産管理課 管財係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

電話：0259-67-7036

Mail：s-zaisan@city.sado.niigata.jp